

「平成 31 年度 国際園芸博覧会の招致・広報・機運醸成等業務委託」 に関するプロポーザル募集要項

1 業務の概要・目的等

横浜市では、平成 27 年 6 月に米軍から返還された旧上瀬谷通信施設において、都市基盤整備の促進、地域の知名度やイメージの向上、さらには国内外の先導的なまちづくりに寄与するため、国際園芸博覧会の招致を推進しています。

国際園芸博覧会は、国際的な園芸文化の普及や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造や社会的な課題解決への貢献を目的に開催されています。

平成 29 年 6 月に設置した有識者による「旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会招致検討委員会」における審議とともに、地権者の皆様をはじめ市民・企業等の皆様からご意見をいただき、30 年 3 月に本市としての基本構想案を策定しました。また、30 年度は招致に必要な調査検討や、市民への広報・機運醸成等を行っています。

本業務は、旧上瀬谷通信施設において国際園芸博覧会を招致するにあたり、30 年 3 月に策定した基本構想案、30 年度に検討中の広報戦略等に基づき、AIPH（国際園芸家協会）への申請準備等を行うとともに、市民・地域・経済界・関係機関・国内外等に対して戦略的な広報等を行い、博覧会の開催に向けた機運を醸成することを目的としています。

その他、業務の詳細は、業務説明資料に記載します。

2 プロポーザルの手続き

(1) 名称

平成 31 年度 国際園芸博覧会の招致・広報・機運醸成等業務委託

(2) 主催者

横浜市（政策局政策課）

(3) プロポーザルの性格

本プロポーザルは、提案資格があると認められた者から提案を受ける公募型で行います。

また、本プロポーザルは与えられた条件下において、当該委託に係る実施体制、実施方針、提案者の考え方を「提案書」を通して審査・評価し、当該委託に最も適した受託候補者を特定するものです。契約後の業務は、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

3 プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項

プロポーザルの提出資料は、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱に定めるもののほか、提案書作成要領に基づき作成してください。

4 その他

- (1) 横浜市における施策の転換等、やむを得ない事由により、予定業務の発注が行われない場合は、業務を受注できない場合があります。
- (2) 本業務は、平成 31 年度予算が横浜市議会において議決されることを停止条件とする案件です。予算の議決がされないときは、本プロポーザルの実施及び特定等に関する審査は成立しないものとします。

(3) 業務の実施に関しては、プロポーザルの内容に関わらず、横浜市と協議の上、行うこととします。

5 事務局

横浜市 政策局政策課 富田、熊澤

所在地 〒231-0017 横浜市中区港町1-1

電話 045-671-3126

6 プロポーザル実施スケジュール

